

## 【イギリス】2021年家庭内虐待法

海外立法情報課 田村 祐子

\* 2021年4月29日、家庭内での虐待を定義し、家庭内虐待の被害者保護と加害者への対策を強化する、2021年家庭内虐待法が制定された。

### 1 背景と構成

2021年4月29日、2021年家庭内虐待法<sup>1</sup>が制定された。政府は、2017年から、家庭内虐待(domestic abuse)<sup>2</sup>に関する規定が様々な法律に分散していること等の問題に対処するため、新たな立法の必要性を説いていた<sup>3</sup>。この法律は、これを踏まえて成立した。

この法律は、全7部91か条及び3附則から成り、本則は、第1部：定義(第1条～第3条)、第2部：家庭内虐待委員(Domestic Abuse Commissioner)の新設(第4条～第21条)、第3部：家庭内虐待への対処権限(第22条～第56条)、第4部：地方自治体の支援(第57条～第61条)、第5部：訴訟手続における被害者等の保護(第62条～第67条)、第6部：虐待的又は暴力的な行為を伴う犯罪(第68条～第74条)、第7部：雑則及び一般規定(第75条～第91条)で構成される。施行日については、制定日、制定日から2か月後、2021年10月1日又は主務大臣が別途定める規則で指定される日である(第90条)。

### 2 法律の概要

#### (1) 定義(第1部)

第1部は、家庭内虐待を定義する。共に16歳以上の個人的関係(personally connected)にある二者間で、一方の他方に向けられる態度が虐待的であるとは、(a)身体的又は性的な虐待、(b)暴力的又は脅迫的な態度、(c)支配的又は威圧的な態度、(d)経済的虐待、(e)精神的、心理的又はその他の虐待のいずれかに該当する場合をいい、単一の出来事であるか一連のものであるかは問わない(第1条)。個人的関係とは、(a)現在又は過去に婚姻関係にある、(b)現在又は過去にシビルパートナー関係(同性及び異性カップルに対して婚姻に準じた権利及び責任が付与される関係)にある、(c)婚姻することに合意している(合意が解消された場合も含む。)、(d)シビルパートナー関係になることに合意している(合意が解消された場合も含む。)、(e)互いに親密な関係にある、(f)同一の子供に対して親の関係にある、(g)親族<sup>4</sup>関係にある、のいずれかの関係をいう(第2条)。加害者又は被害者の子供又は親族で18歳未満の者が、虐待を見聞きした

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年12月6日である。

<sup>1</sup> Domestic Abuse Act 2021 c.17. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2021/17/contents>>

<sup>2</sup> 英国では家庭内暴力(domestic violence)の言葉が使われていたが、いわゆる「暴力(violence)」だけが対象であるような狭い印象を与えると批判されてきたことから、家庭内虐待(domestic abuse)が、法律用語として用いられるようになった。高田恭子「DVを防止する法制度の在り方—英国における法整備の展開から—」『大阪工業大学紀要』65巻2号, 2021.1, p.58. <<https://ci.nii.ac.jp/naid/120006952556>>

<sup>3</sup> 背景と経緯の詳細は、高山善裕「日本及び諸外国におけるDV被害の現状と対策」『レファレンス』No.850, 2021.10.20, p.80. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11821749\\_po\\_085003.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11821749_po_085003.pdf?contentNo=1)> 参照。

<sup>4</sup> 1996年家族法第63条に定義される。Family Law Act 1996 c.27. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1996/27/contents>>

り虐待の影響を受けた場合、その者も被害者とみなす（第3条）。

## (2) 家庭内虐待委員の新設（第2部）

主務大臣は、家庭内虐待委員1名を任命する（第4条）。その職務は、①家庭内虐待の防止、②家庭内虐待関連犯罪の防止、発見、捜査、起訴、③加害者、被害者、影響を受けた子供の特  
定、④被害者への保護及び支援の提供である（第7条）<sup>5</sup>。

## (3) 家庭内虐待への対処権限（第3部）

警察に、加害者の被害者への接触禁止等を内容とする「家庭内虐待保護通知」の発出権限を  
与える（第22条、第23条）。裁判所に、被害者保護を目的に「家庭内虐待保護命令」の発出  
権限を与える（第28条）。加害者が「家庭内虐待保護命令」に従わない場合、最長5年の拘禁  
刑若しくは罰金又はその両方を加害者に科す（第39条）<sup>6</sup>。

## (4) 地方自治体の支援（第4部）

地方自治体に対して、所管地域において、家庭内虐待被害者用のシェルターや宿泊施設に住  
む被害者及びその子供に対する支援の必要性を査定し、必要な支援を行うための戦略を作成、  
公表、評価する義務を課す（第57条）。

## (5) 訴訟手続における被害者等の保護（第5部）

刑事（第62条）、家庭（第63条）、民事（第64条）の各裁判所で、家庭内虐待の被害者を  
無条件に特別措置（遮蔽板の使用やビデオリンク方式による証拠提出など）の対象とする。家  
庭事件<sup>7</sup>（第65条）及び民事事件（第66条）で、加害者による反対尋問<sup>8</sup>を禁止する。

## (6) 虐待的又は暴力的な行為を伴う犯罪（第6部）

家庭内虐待関連の複数の行為を新たに犯罪とする。例えば、2015年重大犯罪法<sup>9</sup>第76条は、  
親密な関係にある者又は同居家族の間の支配的、強制的な行為を犯罪と規定していたが、個人  
的關係（第2条）に改めることで、別居後にも適用可能となった（第68条）。また、苦痛を与  
える目的で、被害者の私的で性的な写真や映像を第三者に開示する行為を犯罪と規定する2015  
年刑事司法法<sup>10</sup>第33条を改正し、写真等を開示すると脅迫する行為も対象に加えた（第69条）。

## (7) 雑則及び一般規定（第7部）

主務大臣に、この法律の制定日から12か月以内に、家庭内虐待委員、警察等と協議の上、家  
庭内虐待の犯罪の捜査、起訴及び再犯防止のための戦略を作成し、公表する義務を課す（第75  
条）。また、性犯罪者へのポリグラフ<sup>11</sup>検査を規定する2007年犯罪者管理法<sup>12</sup>第28条を改正し、  
家庭内虐待犯罪者の仮釈放の条件として、仮釈放後に検査を受けることを加えた（第76条）。

<sup>5</sup> 家庭内虐待委員は、家庭内虐待の被害者やサバイバーを代表して発言する独立した役職で、国民の意識を高め、家  
庭内虐待に取り組む機関や政府の責任を迫及する。現職は、長年被害者支援に携わってきたニコル・ジェイコブズ  
(Nicole Jacobs)氏が務めている。“About us,” Domestic Abuse Commissioner Website <[https://domesticabusecomm  
issioner.uk/about/](https://domesticabusecomm<br/>issioner.uk/about/)>

<sup>6</sup> 第3部の詳細に関しては、高山 前掲注(3), pp.81-82.を参照。

<sup>7</sup> 家庭事件 (family proceedings) は、離婚、家庭内暴力、子供の保護、養子縁組等家庭内事件の極めて広い範囲を包  
摂する。かつては家事事件 (domestic proceedings) と呼ばれた。小山貞夫『英米法律語辞典』研究社, 2011, p.418.

<sup>8</sup> cross-examination. 相手方証人に対する尋問。同上, p.272.

<sup>9</sup> Serious Crime Act 2015 c.9. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2015/9/contents>>

<sup>10</sup> Criminal Justice and Courts Act 2015 c.2. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2015/2/contents>>

<sup>11</sup> 心拍・血圧・呼吸運動などを同時に記録する機器で、感情の反応を反映する。うそ発見器。小山 前掲注(7), p.844;  
これまで、2007年犯罪者管理法第28条～第30条に基づき、性犯罪者の仮釈放時に仮釈放条件の遵守を監視する  
目的で用いられていた。岡久慶「【イギリス】嘘発見器を使った性犯罪者監視制度の試行」『外国の立法』No.237-  
2, 2008.11, pp.8-9. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_1000173\\_po\\_02370204.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000173_po_02370204.pdf?contentNo=1)>

<sup>12</sup> Offender Management Act 2007 c.21. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2007/21/contents>>